

日連 26 第 35 号  
(業 2 第 4 号)  
平成 26 年 4 月 9 日

税理士会会長 殿

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼 啓



**国税通則法等の改正（事前通知関係）に係る周知について（依頼）**

標題の件については、ご高承のとおり、平成 26 年度税制改正において国税通則法及び税理士法（以下「国税通則法等」という。）の一部が改正され、調査の事前通知の規定が整備されるとともに、税理士法第 30 条に規定する税務代理権限証書が改訂されました。当該改正により、平成 26 年 7 月 1 日以後に行う納税義務者への事前通知については、納税義務者の同意が税務代理権限証書に記載されている場合には、税務代理人に対して行うことができることとなります。なお、当該改正は、平成 26 年 7 月 1 日以後に行う事前通知から適用されます。

つきましては、貴会におかれましても、当該改正内容につき、会員への周知方をよろしくお願いいたします。

また、今後当該改正に関連し、会員から事前通知関係・税務代理権限証書関係の照会等が税理士会に寄せられることが想定されますが、この場合においては平成 26 年 6 月 30 日までは税理士会においてこれを取りまとめ、管轄国税局又は沖縄国税事務所を窓口として問い合わせさせていただくよう配慮方お願いいたします。

記

<送付資料>

- ① 国税通則法等の改正（事前通知関係）について
- ② 同意の記載例（平成 26 年 6 月 30 日以前に改訂前の税務代理権限証書を提出する場合）
- ③ 改訂後の税務代理権限証書様式及び記載要領
- ④ 税務調査手続に関する F A Q（税理士向け）〔国税庁作成〕
- ⑤ 税務調査手続に関する F A Q（一般納税者向け）〔国税庁作成〕
- ⑥ 調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）
- ⑦ 国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達

<参考資料>

- ⑧ 現行（改訂前）の税務代理権限証書
- ⑨ 日税連会報 4 月 15 日号グラ（4 月 9 日時点）

以上

# 国税通則法等の改正（事前通知関係）について

## 1 改正の概要

平成 26 年度税制改正において国税通則法及び税理士法（以下「国税通則法等」）の一部が改正され、税務代理権限証書に、納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行われることについて同意する旨（以下「事前通知に関する同意」）の記載がある場合には、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行えば足りることとされました（平成 26 年 7 月 1 日以後に行う事前通知から適用）。

また、国税通則法等と併せて税理士法施行規則が改正され、税務代理権限証書の様式が改訂されました。改訂後の税務代理権限証書には、「過年分に関する税務代理」欄及び「調査の通知に関する同意」欄が設けられています。

（参考）

税務代理権限証書の提出日	使用する様式
平成26年 6 月30日以前	改訂前の税務代理権限証書
平成26年 7 月 1 日以後	改訂後の税務代理権限証書（当分の間、改訂前の様式も使用可）

## 2 改正後の対応

今後、税務代理権限証書を作成する際は、①納税義務者にこの制度を説明したうえで「事前通知に関する同意」の有無を確認するとともに、②「事前通知に関する同意」が示された場合には、税務代理権限証書にその旨を記載してください。

また、納税義務者への事前通知が税務代理人に対して行われた場合には、通知された事項を納税義務者に確実に伝えてください。

## 3 「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書の提出

納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、その全ての税目について、「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書（以下「同意を記載した税務代理権限証書」）を提出してください。

例えば、法人の調査においては、一般的には、法人税、消費税（地方消費税を含む。以下について同じ）及び源泉所得税の調査が同時に行われますので、消費税や源泉所得税についても、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示されているのであれば、その旨を記載した税務代理権限証書を提出してください（一部の税目でも「同意を記載した税務代理権限証書」の「1 税務代理の対象に関する事項」欄に記載がない場合には、当該調査の事前通知は納税義務者にも行われます）。

また、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、その後、納税義務者の意思に変更がない限り、「同意を記載した税務代理権限証書」を継続して提出してください（直近の年分・事業年度等について税務代理権限証書を提出していたとしても、「事前通知に関する同意」の記載がない場合には、原則として納税義務者にも事前通知が行われます）。

（注 1） 直近の年分等について税務代理権限証書の提出がない場合には、原則として納税義務者のみに事前通知が行われます。

（注 2） 直近の年分等について「同意を記載した税務代理権限証書」を提出すれば、同意の記載がない税務代理権限証書を提出していた過去の年分等については「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要はありません。

なお、新たに税務代理を委任された場合など、税務代理権限証書を提出していなかった過去の年分等があるケースについては、国税庁ホームページに掲載されている「税務調査手続に関するFAQ（税理

士向け)」の問7をご覧ください。

#### 【留意事項】

- 「同意を記載した税務代理権限証書」は、平成26年6月30日以前であっても提出することができます。ただし、この場合には、改訂前の税務代理権限証書を使用することとなりますので、税務代理する税目や「事前通知に関する同意」の記載漏れにご注意ください。
- 源泉所得税（源泉徴収に係る復興特別所得税を含む）についても、税務代理を委任されている場合には、税務代理権限証書を提出してください。
- 申告書・税務代理権限証書を提出した後に、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、「同意を記載した税務代理権限証書」について、①翌年分等の申告の際に提出するのか、②既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出するのかを納税義務者とも相談してください。  
なお、①の場合には、提出までの間の事前通知は納税義務者にも行われますので、できる限り、既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出してください。  
(注1) 相続税については、翌年分等の申告がありませんので、申告書・税務代理権限証書の提出後に納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、速やかに「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要があります。  
(注2) 事前通知が行われた際に「同意を記載した税務代理権限証書」の再提出を申し出ても、認められないことがあります。
- 「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した後に納税義務者の意思に変更があった場合、「事前通知に関する同意」を記載しない税務代理権限証書を再提出することもできますが、税務代理人に事前通知が行われた際にその旨を伝えても差し支えありません。

#### 4 「事前通知に関する同意」の記載

「事前通知に関する同意」については、税務代理権限証書の提出日に応じて、次により記載してください。

《平成26年6月30日以前に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂前の税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄に、「上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。」と記載する。（※その他、平成26年6月30日以前に、改訂前の税務代理権限証書を提出する場合の「2 その他の事項」欄への同意の記載例は、別添「※【同意の記載例（平成26年6月30日以前に改訂前の税務代理権限証書を提出する場合）】」参照）

《平成26年7月1日以後に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂後の税務代理権限証書の「調査の通知に関する同意」欄にレ印を記載する。

#### 【留意事項】

- 「事前通知に関する同意」については、税務代理権限証書に記載する必要があります。口頭や税務代理権限証書以外の書面は認められません。
- 共同代理の場合には、それぞれの税務代理人が提出する税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」を記載してください。

#### 5 照会等

今回の改正内容や税務代理権限証書の記載方法等に関する一般的な照会等については、平成26年6月30日までは、各税理士会で取りまとめたうえで、各国税局又は沖縄国税事務所を窓口として問合せを行うこととしています。

※【同意の記載例（平成26年6月30日以前に改訂前の税務代理権限証書を提出する場合）】

1 過年分について税務代理権限証書（全税目）を提出している場合

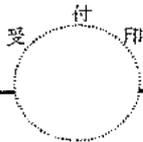
		※整理番号
<b>税 務 代 理 権 限 証 書</b>		
税 理 士 又 は	氏名又は名称	
<b>2 その他の事項</b> 上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。		

2 過年分について税務代理権限証書を提出していない場合

（①新たに税務代理を委任された場合、②税務代理は委任されていたが一部の税目について税務代理権限証書を提出していない場合）

		※整理番号
<b>税 務 代 理 権 限 証 書</b>		
税 理 士 又 は	氏名又は名称	
<b>2 その他の事項</b> 上記の税目に関して調査がある場合には、上記の年分等より前の年分等についても税務代理を委任します。また、上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。		

（注） 過年分の税務代理権限証書に源泉所得税の記載がない場合には、直近年分の税務代理権限証書の「1 税務代理の対象に関する事項」欄に源泉所得税を記載し、かつ、「2 その他の事項」欄に上記のとおり記載してください。



税務代理権限証書

※整理番号

年 月 日 段	税 理 士 又 是 税 理 士 法 人	氏名又は名称	
		事務所の名称 及び所在地	電話( ) - 連絡先 電話( ) -
		所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

過年分に関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
調査の通知に 関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>

依 頼 者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>
	住所又は事務所の所在地	電話( )

1 税務代理の対象に関する事項		
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください)	年 分 等	
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	平成 年 分
法人 (復興特別法人税を含む) 地 方 法 人 税 を 含 む	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 ( 譲 渡 割 )	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (法 定 納 期 限 到 来 分)
税	<input type="checkbox"/>	

2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	( ) 部門
--------	----	----	--------	--------

## 税務代理権限証書の記載要領

- 1 「税理士又は税理士法人」の「事務所の名称及び所在地」欄には、税理士事務所又は税理士法人の名称及び所在地を記載するとともに、税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、「連絡先」に当該従たる事務所の所在地等を記載してください。
- 2 本文中「~~税理士~~  
~~税理士法人~~」の文字は、税理士が提出する場合には下段の「税理士法人」を二重線等で抹消し、税理士法人が提出する場合には上段の「税理士」を二重線等で抹消してください。
- 3 以下に該当する場合は口にレ印を記載してください。
  - (1) 「過年分に関する税務代理」欄

「1 税務代理の対象に関する事項」の「税目」欄に記載した税目に関する調査の際には、「1 税務代理の対象に関する事項」の「年分等」欄に記載した年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任する場合。  
（注）過年分の税務代理権限証書において、今回委任する代理人（以下「代理人」といいます。）に委任している事項を除きます。
  - (2) 「調査の通知に関する同意」欄

代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関する調査の際には、依頼者への調査の通知は、代理人に対して行われることに同意する場合。
- 4 「依頼者」欄には、依頼者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を記載してください。

なお、相続税の場合は、依頼者である相続人ごとに税務代理権限証書を作成することに留意してください。
- 5 「1 税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理を委任する税目にレ印を記載し、当該税目の区分に応じた年分等を記載してください。また、表記税目以外の税目について税務代理を委任する場合は、当該税目及び年分等を記載してください。

（注）1 相続税の場合は、「年分等」欄に、相続開始年月日を「○年○月○日相続開始」と記載してください。  
2 税務官公署の調査の際に、源泉徴収に係る所得税（復興特別所得税を含む）について税務代理を委任する場合も、当該税目にレ印を記載してください。
- 6 「2 その他の事項」欄には、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除く事項がある場合にその事項を記載してください。また、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載してください。
- 7 「※整理番号」及び「※事務処理欄」は記載しないでください。

課総 9 - 2

課個 8 - 5

課資 5 - 12

課法 4 - 6

課酒 1 - 9

課消 4 - 5

課審 1 - 7

官税 103

査調 2 - 5

平成 26 年 4 月 3 日

各 国 税 局 長 殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
( 官 印 省 略 )

「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」の一部改正について（事務運営指針）

平成 24 年 9 月 12 日付課総 5 - 11 ほか 9 課共同「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」（事務運営指針）の一部を下記のとおり改正したから、平成 26 年 7 月 1 日以後これによらねたい。

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）により、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 1 <u>納税義務者に税務代理人がある場合において、当該税務代理人が提出した税務代理権限証書に、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載があるときは、当該納税義務者への事前通知は、当該税務代理人に対して行えば足りることに留意する。</u></p> <p>2 <u>納税義務者に対して事前通知を行う場合であっても、納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、納税義務者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知するこ</u></p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (同 左)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、事前通知の実施に当たっては、納税義務者及び税務代理人に対し、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 納税義務者から、事前通知の詳細は税務代理人を通じて通知して差し支えない旨の申立てがあった場合には、納税義務者には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の通知事項は税務代理人を通じて通知することとして差し支えないことに留意する(手続通達7-1)。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ととして差し支えないことに留意する（手続通達7-1）。</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p>	<p>(2)～(3) (同 左)</p> <p>3～5 (同 左)</p>

課総 9 - 1  
課例 8 - 4  
課資 5 - 14  
課法 4 - 4  
課酒 1 - 8  
課消 4 - 4  
課審 1 - 5  
官税 100  
査調 2 - 4  
平成 26 年 4 月 3 日

各 国 税 局 長 殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官  
( 官 印 省 略 )

「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達の制定について」の  
一部改正について（法令解釈通達）

標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 26 年 7 月 1 日以後これによらるたい。

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）により、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものである。

記

平成 24 年 9 月 12 日付課総 5 - 9 ほか 9 課共同「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達の制定について」（法令解釈通達）について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(別冊)	(別冊)
国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達	国税通則法第7章の2 (国税の調査) 関係通達
用語の定義 (省 略)	用語の定義 (同 左)
第1章 (省 略)	第1章 (同 左)
第2章 (省 略)	第2章 (同 左)
第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手續)	第3章 法第74条の9～法第74条の11 関係(事前通知及び調査の終了の際の手續)
第1節 (省 略)	第1節 (同 左)
第2節 事前通知に関する事項	第2節 事前通知に関する事項
(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)	(事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由)
4-6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4-6において同じ。)の病氣・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。	4-6 法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、納税義務者等(税務代理人を含む。以下、4-6において同じ。)の病氣・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、納税義務者等の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。
(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、当該税務代理人にも通知するものとする。	(注) 法第74条の9第2項の規定による協議の結果、法第74条の9第1項第1号又は同項第2号に掲げる事項を変更することとなった場合には、当該変更を納税義務者に通知するほか、当該納税義務者に税務代理人がある場合には、当該税務代理人にも通知するものとする。
なお、 <u>法第74条の9第5項の規定により同条第1項の規定による納税義務者への通知を税務代理人に対して行った場合には、当該変更は当該税務</u>	

改正後	改正前
<p><u>代理人に通知すれば足りることに留意する。</u></p> <p>第3節～第4節 (省略) 第5節 税務代理人に関する事項</p> <p>(税務代理人を通じた事前通知事項の通知)</p> <p>7-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、<u>同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合」を除き、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</u></p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 <u>同条第5項に規定する「納税義務者の同意がある場合」として財務省令で定める場合</u>には、平成26年6月30日以前に提出された<u>税理士法第30条《税務代理の権限の明示》に規定する税務代理権限証書に、同項に規定する同意が記載されている場合を含むことに留意する。</u></p> <p>2 ただし書による場合においても、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</p> <p>(一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への通知等)</p> <p>7-5 <u>法第74条の9第5項及び法第74条の11第5項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</u></p> <p>(注) 例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における<u>法第74条の9第5項及び法第74条の11第5項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</u></p>	<p>第3節～第4節 (向 左) 第5節 税務代理人に関する事項</p> <p>(税務代理人を通じた事前通知事項の通知)</p> <p>7-1 実地の調査の対象となる納税義務者について税務代理人がある場合における法第74条の9第1項の規定による通知については、納税義務者及び税務代理人の双方に対して行うことに留意する。</p> <p>ただし、納税義務者から同項各号に掲げる事項について税務代理人を通じて当該納税義務者に通知して差し支えない旨の申立てがあったときは、当該税務代理人を通じて当該納税義務者へ当該事項を通知することとして差し支えないことに留意する。</p> <p>なお、ただし書による場合においても、「実地の調査において質問検査等を行わせる」旨の通知については直接納税義務者に対して行う必要があることに留意する。</p> <p>(一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等)</p> <p>7-5 法第74条の11第5項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>(注) 例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における法第74条の11第5項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>第4章 経過措置に関する事項</p> <p>(事前通知手続の適用)</p> <p>8-2 <u>〔所得税法等の一部を改正する法律〕(平成26年法律第10号)による改正前の</u>法第74条の9の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して法第74条の2から法第74条の6までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p>	<p>第4章 経過措置に関する事項</p> <p>(事前通知手続の適用)</p> <p>8-2 法第74条の9の「<u>納税義務者に対する調査の事前通知等</u>」に関する規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者に対して法第74条の2から法第74条の6までの規定による質問検査等を行う調査から適用されることに留意する。</p> <p>(注) 法第74条の2から法第74条の6までの各条の規定は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等(同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。)から適用されることに留意する。</p>